

**舞鶴市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画**

(令和8年度～令和11年度)

令和8年3月

舞鶴市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 1
2. 目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 4
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . 5
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . 7

# 1. 計画の趣旨、現状

## (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、生き活きと児童生徒の教育に邁進できるようにすることにより、教育職員の働きやすさと働きがいを両立しながら、子どもたちへのよりよい教育を行うことを目的とする。

第3次舞鶴市教育振興大綱に掲げる育てたい子ども像「ふるさと舞鶴を愛し、夢に向かって将来を切り拓く子ども」の実現には、教育職員が心身ともに健康で、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

働き方改革を通じて、教育職員が業務を効率化し、児童生徒と向き合う時間を確保できるようにするため、本市の現状と目指す方向性、取組の方針、重点的な取組等を示し、学校における働き方改革を一層推し進めるものとする。

## (2) 対象

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とする。

## (3) 本市の現状

本市では、平成29年3月に「舞鶴市立学校教職員の勤務時間適正化に向けた取組方針～「残る文化」から「帰る文化」への構築に向けて～」を策定し、毎週水曜日のノー部活デイや一斉退勤日の設定など、勤務時間の適正化に向けた取組を進めてきた。

また令和2年3月には、「舞鶴市立の小学校及び中学校の学校職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年舞鶴市教育委員会規則第4号）において、教育職員の時間外在校等時間の上限を「年360時間、月45時間以内」と定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に向けて、これまでに次のような取組を実施した。

【令和7年度までに実施した取組み】

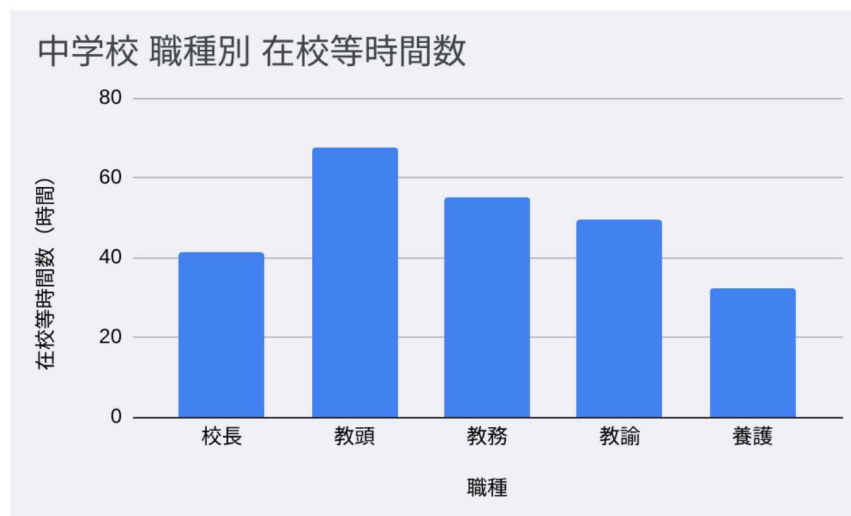
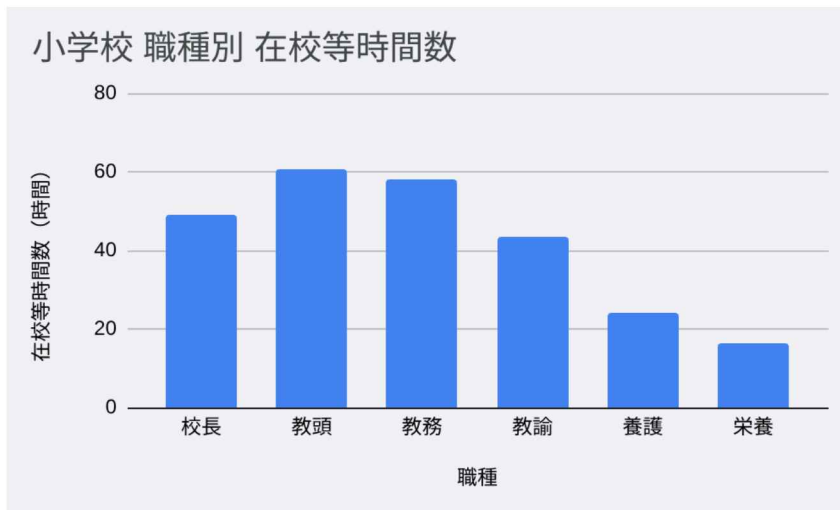
ICTの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン会議・研修の実施</li> <li>・校務支援システムの導入（デジタル掲示板・チャット連絡等）</li> <li>・保護者連絡ツールの導入</li> <li>・出退勤システムの導入</li> </ul>
人的配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールロイヤーの配置</li> <li>・教員業務支援員配置</li> <li>・特別支援教育支援員配置</li> <li>・ICT支援員の配置</li> <li>・教科担任制の導入（小学校）</li> <li>・専科教員の配置</li> </ul>
部活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動の休養日を週2日設定</li> <li>・部活動指導員配置</li> <li>・部活動の朝練習の廃止</li> <li>・放課後部活動時間の短縮</li> <li>・部活動の地域展開の推進</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康推進日の設定</li> <li>・夏季休業中の一斉閉校日の設定</li> <li>・冬季休業中の一斉閉校日の設定</li> <li>・平日の電話対応時間の設定</li> <li>・夏季休業期間中の電話対応時間の設定</li> <li>・年間授業日数の見直し</li> <li>・標準授業時間数を大きく超えない校時表の見直し</li> <li>・会議・行事の工夫や精選</li> <li>・学校事務の平準化（共同学校事務室）</li> <li>・給食無償化により給食費徴収業務を解消</li> </ul>

（4）取組みの結果と目指す方向性

こうした取組の結果、令和6年度の本市における教育職員の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりであった。

【年平均時間外在校等時間の状況】

【時間外在校等時間の状況】				
	舞鶴市		全国	
	小学校	中学校	小学校	中学校
月45時間を下回る割合	54.6%	48%	75.2%	75.5%



時間外在校等時間が月45時間を下回る職員の割合は、全国平均と比較して少なく、児童生徒指導や保護者対応、部活動指導などの業務の負担感が大きくなっている。

教育職員の働き方改革をさらに進めることによって、児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上のために必要な時間を創出することが必要である。こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定する。

## 2. 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。（1年間時間外在校等時間：360時間）

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日程度にする【R6結果13日】
- ・ ストレスチェックにおける仕事に対する満足度の割合を60%以上にする【R6結果54%】
- ・ ストレスチェックにおける働きがいの割合を60%以上にする【R6結果56%】

## 3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度までの4年間とし、取組状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「学校と教師の業務の3分類」（「資料」参照）を踏まえた業務の見直し

#### **ア学校以外が担うべき業務**

##### ① 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見守りについては、ボランティアの見守りに委ねる。
- ・商業施設やコンビニエンスストア等において、児童生徒のトラブルや補導された場合の児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、事業所等と改めて認識を共有する。

##### ② 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金のあり方について、教諭や事務職員を含めたチームを設置し研究する。

##### ③ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・令和8年度中に、いじめ相談や苦情等、学校での困難事象に対し教育委員会が伴走型で支援する体制を構築する。

#### **イ 教師以外が積極的に参画すべき業務**

##### ④ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・地域開放施設の予約等の管理業務について、教育委員会において事務手続き等を簡素化できるシステムを研究する。

### ⑤部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和8年度2学期から原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。平日の部活動は、地域展開の実現に向けて進める。

## ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

### ⑥授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・成績処理等に係る事務負担を軽減するため、次期校務支援システムや自動採点ソフトの導入を検討する。

### ⑦支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・特別な支援が必要な児童生徒の学習や生活を教室等でサポートする特別支援教育支援員の増員や、様々な理由で教室に入りにくい生徒をサポートする校内教育支援センターに支援員の配置を検討する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと積極的に連携し専門的に児童生徒や家庭を支える体制を構築する。
- ・就学に関する相談や発達検査等を行う教育支援委員会の構成員や教育相談の期間や日程等の検討を進める。

## エ その他の取組

- ・毎週水曜日を「一斉退勤日」（全教育職員が午後6時までに退勤する日）とし、学校に周知・徹底する。
- ・学校の受付時間（電話・来校者対応）は平日午前8時30分から午後5時までとし、地域・保護者に周知する。
- ・オンライン会議・オンライン研修の積極的な活用を進める。
- ・市立小中学校の連盟や研究会が開催しているスポーツ大会及び文化活動について、教育職員の負担が過度にならないよう在り方を見直すよう働きかける。
- ・学校単位で実施している就学時の健康診断は、市で一斉に実施できるよう検討する。
- ・小学校における教科担任制や専科教員の配置、専科教科の拡充など、引き続き教育職員に関する人員配置及び財源措置について、国や府への要望を行う。ま

- た、校内教育支援センター支援員、学校図書館支援員などの配置を検討する。
- ・学校を通じて児童生徒に配布する文書は厳選して行う。
  - ・学校だよりの自治会回覧の効率化を検討する。
  - ・絵画や作文等の作品応募に関することは、実施団体に教員の負担が軽減されるよう働きかける。

### **(1) 学校における措置の推進**

- ・学校は、学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込む。
- ・学校は、十分な効果が見込めない活動等の見直しや、校時表の工夫等により勤務時間内で業務が完了できる環境を整える。
- ・学校は、デジタル技術を活用した校務の効率化を推進する。
- ・学校は、教育職員に対し、出退勤の状況を把握できるよう、出退勤システムによる打刻を周知・徹底する。

### **(2) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組**

- ・教育委員会は、1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・学校は、健康診断の受診やストレスチェックの受検を確実に促し、職員の健康管理と職場改善を推進する。

## **5. 関連する取組、今後のフォローアップについて**

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、舞鶴市のホームページで公表するとともに、教育委員会議及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、京都府の休暇等の取得に関する状況調査やストレスチェックの結果から把握する。

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・  
取り組むべきことは何か、  
話し合うことが大切です。



### 学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

### 教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

### 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進